

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月17日（令和6年（行情）諮問第1123号）

答申日：令和8年6月26日（令和8年度（行情）答申第280号）

事件名：終末誘導員講習（仮称）の試行について（通達）（登録外報告）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月4日付け防官文第9084号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（4）（略）

（5）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成30年6月4日付け防官文第9084号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要し

たものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、2枚目の期間については、教育完了時期に関する情報であり、これを公にすることにより自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

また、本件対象文書中、2枚目の受講者数については、教育人員数に係る情報であり、これを公にすることにより自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月1日 審議
- ④ 令和8年5月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

終末誘導員は、地上目標への航空機誘導や精密爆弾の終末誘導を行う隊員である。航空自衛隊航空戦術教導団航空支援隊（令和８年３月、航空自衛隊航空戦術教導隊航空支援隊に組織改編。）では、終末誘導員に必要な知識及び技能を習得させるため、終末誘導員講習（以下「当該講習」という。）を行っている。

不開示とした部分には、終末誘導員を育成するために実施された当該講習の時期及び受講人数が記載されており、これを公にした場合、特定の時期において育成される終末誘導員の人数が明らかとなり、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある。

- (2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分には、諮問庁の説明のとおり、当該講習の時期及び受講人数が記載されていると認められる。

当該不開示部分を公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の上記(1)の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約６年３か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第２部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

空幕教第258号(29.8.4)

2 本件対象文書

終末誘導員講習(仮称)の試行について(通達)(登録外報告)(空幕教第258号。29.8.4)